

# 「買え買え詐欺」にご注意!

—より巧妙!より悪質に!

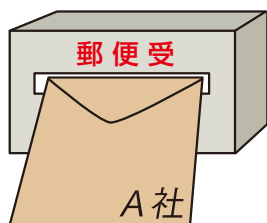
劇場型勧誘による詐欺的儲け話の最近の手口

詐欺的な儲け話のトラブルに関する相談が非常に多く寄せられ、高齢者を中心に深刻な被害が拡大しています。典型的なのは未公開株や社債への投資の勧誘ですが、こうした金融商品に限らず、悪質業者はその時々々の社会情勢を巧みに利用し、iPS細胞の知的財産権への投資、がれき処理工場への出資、カンボジアなど新興国の土地所有権への投資、石油関連投資ファンドへの出資など、実に多彩な名目で投資を働き掛けてきますので、油断ができません。こうした「買え買え詐欺」ともいえる「劇場型勧誘」の手口はますます巧妙化、悪質化しています。



## ●「買え買え詐欺」の特徴●

～共通するのは立場の違う複数の人が入れ代わり立ち代わり勧誘～



「劇場型」と呼ばれる勧誘方法の典型例は、勧誘に前後して、消費者の自宅にA社のパンフレットや申込書が封筒で発送され、勧誘業者であるB社が「A社の封筒は届いていないか。A社が販売している権利（未公開株、社債など）は大変価値があるが、封筒が届いた個人しか購入することができない。代わりに買って欲すれば権利を高値で買い取る」、または「代理で購入して欲しい。謝金を支払う」などと電話で消費者に勧誘し契約を煽ります。

消費者は、初めのうちはB社のお話を信用しませんが、何度も（場合によっては複数の業者から）「価値のあるものなので高額で買い取る」と勧誘を受けたり、公的機関（金融庁や国民生活センターなど）をかたる者から電話があり「A社は信頼できる会社である」などと説明されるうちに信用してしまいお金を支払ってしまいます。そして結局、A社、B社ともに連絡が取れなくなり、実質紙切れである権利証券だけが消費者の手元に残る、というものです。複数の業者が登場し、さも「演劇」のように仕立て上げられた勧誘が行われるため、「劇場型勧誘」と呼ばれています。消費者の関心をひくような口実をさがし、実態のはっきりしないような権利などを「買え買え」と勧めて買わせるというシナリオです。



過去の損失を取り戻すという「被害回復型」が依然として多く見られる一方、自分は購入する資格がないので、代わりに買って欲すれば高く買い取るという「代理購入型」の発展型と考えられる「代理申請型」や消費者を脅して強引に申し込みや金銭の払い込みをさせる「恫喝型（どうかつがた）」、郵送や手渡しで支払わせる「口座振込み回避型」など、より巧妙で新しい手口が次々と寄せられています。これらの手口は複合的に用いられています。